8高県民会議第12号
令和８年11月２日

高知県交通安全推進県民会議
交通安全推進幹事　各位

高知県交通安全推進県民会議事務局長

「スクランブル交通対策」の実施について

日ごろから、交通安全対策の推進について格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の本年上半期の交通事故発生状況については、昨年末から年始にかけて相次いだ高齢者の死亡・重体事故により13年ぶりに「高齢者交通死亡事故多発警報」が発令されたほか、１日に２件の交通死亡事故が２ヶ月連続で発生するなど非常に厳しい状況が続いております。

このような中、10月26日から１週間の内に交通死亡事故が３件発生しました。

これらにより本年中の交通死亡事故は、

11月１日現在　**25件、26人(前年同期比＋９件、＋10人)**

死者26人中、高齢者20人　となっております。

これを受け、県警察本部では重大事故の連続発生に歯止めをかけるため、下記の期間においてスクランブル交通対策を実施することとしており、関係各機関へ協力を要請しています。

つきましては、貴機関において、下記のとおり住民への交通事故防止の呼びかけなど、本対策へのご協力をお願いいたします。

記

１　スクランブル交通対策の実施期間

令和８年11月２日（月）午後１時から

令和８年11月４日（水）午後１時までの48時間

２　スクランブル交通対策の実施期間中に関係機関・団体が行う事項

「交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領」第６に準じた活動。

＊ 広報車、有・無線放送、防災無線等による交通事故防止のできる限りの呼びかけをお願いします。

【担当】
高知県文化生活部県民生活課
小松、近藤、濵﨑
電　話　088-823-9319　ＦＡＸ　088-823-9879